

大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業

肥料価格の高騰などにより経営に影響が出ているみなさまに、営農を継続していただくための支援制度です。

支援の対象となる農業者

大阪府内在住で

- ◆農業の売上が**50万円以上**（前年の確定申告額等）の農業者
- ◆大阪府内市町村の認定を受けた新規就農者（『認定新規就農者』）

※ただし、支援金の支給の決定の日までに、国の補助金、助成金（国の肥料価格高騰対策事業で協議会等を通じて交付されるものを含む）の支給の決定を受けておらず、かつ、支援金の支給の決定の日以降に受ける予定がないことが条件となります。

支援内容

販売金額の区分ごとに、以下の金額を支給します。

販売金額	支給額	販売金額	支給額
50万円以上 100万円未満	1万円	5,000万円以上 1億円未満	100万円
100万円以上 300万円未満	3万円	1億円以上 2億円未満	200万円
300万円以上 500万円未満	6万円	2億円以上 3億円未満	400万円
500万円以上 1,000万円未満	10万円	3億円以上 5億円未満	600万円
1,000万円以上 3,000万円未満	30万円	5億円以上	800万円
3,000万円以上 5,000万円未満	60万円	認定新規就農者は1万円もしくは上記区分に準ずる	

申請時期

※農業者が各自で申請いただく必要があります

申請時期：令和5年11月1日（水）～令和5年12月27日（水）

申請方法：大阪府行政オンラインシステム・郵送

申請に必要なもの

- 1 令和4年の確定申告書、所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告)の写し（認定新規就農者、法人は必要書類が異なります。）
- 2 その他申請に必要な書類（ホームページ等でご確認ください）

その他の事業や肥料に関する情報は大阪府ホームページをご確認ください。
『適正な施肥・土づくりに関する情報』



<https://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/seisyansyasapo-to/tekiseisehi.html>